

第3次
札幌市
耐震改修
促進計画
2021-2025

令和3年(2021年)3月
札幌市

はじめに

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災では、住宅や建築物の倒壊により多くの方が犠牲になりました。

この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）が制定され、建築物の耐震化は、全国的に取り組むべき社会全体の国家的な緊急課題として位置づけられ、取組が進められてきました。

札幌市においては、平成19年（2007年）に札幌市耐震改修促進計画を、平成28年（2016年）には第2次札幌市耐震改修促進計画を策定し、市民の皆さまのご協力を得ながら、旧耐震基準の建築物の耐震化への支援や啓発などの取組を進めてまいりました。

平成30年（2018年）9月に発生した北海道胆振東部地震では、本市でも最大震度6弱を観測し建築物にも多くの被害を受けたところです。

ひとたび地震が発生すると、その被害は甚大になると想定されることから、被害を未然に防止するための取組を早期に進める必要があります。

このたび、札幌市では、国の基本方針の改正や耐震化の現状など、建築物の耐震化を取り巻く状況を踏まえ、「第3次札幌市耐震改修促進計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、誰もが安全で安心して暮らし、生きいきと活動できるまちを目指し、建築物の地震に対する安全性の向上により一層取り組んでまいります。

令和3年（2021年）3月

札幌市長 秋元克広



計画の目的等 1

1-1 計画の背景	1
1-2 計画の目的	1
1-3 計画の位置付け	1
1-4 計画期間	2
1-5 計画の対象	2

過去の地震による被害 2

2-1 札幌市の地形と地質	3
2-2 平成30年北海道胆振東部地震の被害	3
2-3 建築物の被害と建築時期	4
◇ <参考> 想定地震と被害予測	4

第2次計画の取組と課題 3

3-1 第2次計画の取組の実施状況	5
3-2 耐震化に関する所有者の意識	7
3-3 耐震化の促進に向けた課題	9

建築物の耐震化の状況と目標 4

4-1 住宅の耐震化の状況と目標	10
4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と目標	12
4-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況と目標	15

耐震化に向けた取組方針 5

5-1 取組の基本方針	16
◇ SDGsと本計画の関連	16
5-2 役割分担	17
5-3 重点的に耐震化を進める建築物	17
5-4 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項	17
5-5 今後の取組の方向	18

耐震化を促進するための施策

6

6-1 耐震化に係る情報の提供	19
6-2 住宅の耐震化推進	20
6-3 多数の者が利用する建築物等の耐震化推進	20
6-4 市有建築物の耐震化推進	21
6-5 地震に対する安全性を高めるその他の取組	22

法に基づく指導等に関する事項

7

7-1 耐震改修促進法に基づく指導等の実施	23
7-2 建築基準法に基づく勧告等の実施	23

資料



◇ 特定既存耐震不適格建築物・耐震診断義務付け対象建築物	25
◇ 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画図	26
◇ パブリックコメント	27

1-1 計画の背景

本市では、平成18年（2006年）に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、平成19年（2007年）に札幌市耐震改修促進計画を、平成28年（2016年）には第2次札幌市耐震改修促進計画（以下「第2次計画」という。）を策定し、耐震化施策を進めてきました。

近年、日本各地で大地震が頻発する中、平成30年（2018年）には国の基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）が改正され、耐震診断義務付け対象建築物※¹の耐震化の目標が新たに設定されました。

一方、平成30年（2018年）9月には北海道胆振東部地震が発生し、本市でも最大震度6弱を観測して建築物にも多くの被害を受けたことを踏まえ、大規模地震発生時における被害を未然に防止するための取組を早期に進める必要があります。

第2次計画では、計画期間を令和2年度（2020年度）までとしていることから、本市では、法・国の基本方針の改正や耐震化の現状等、建築物の耐震化を取り巻く状況を踏まえて耐震改修促進計画を改定し、第3次札幌市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の目的

本計画は、誰もが安全で安心して暮らし、生きいきと活動できるまちづくりを進めるため、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的とします。

1-3 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画を踏まえ、策定します。

また、本計画は、札幌市まちづくり戦略ビジョン※²を上位計画とし、関連計画との整合性を図ります。

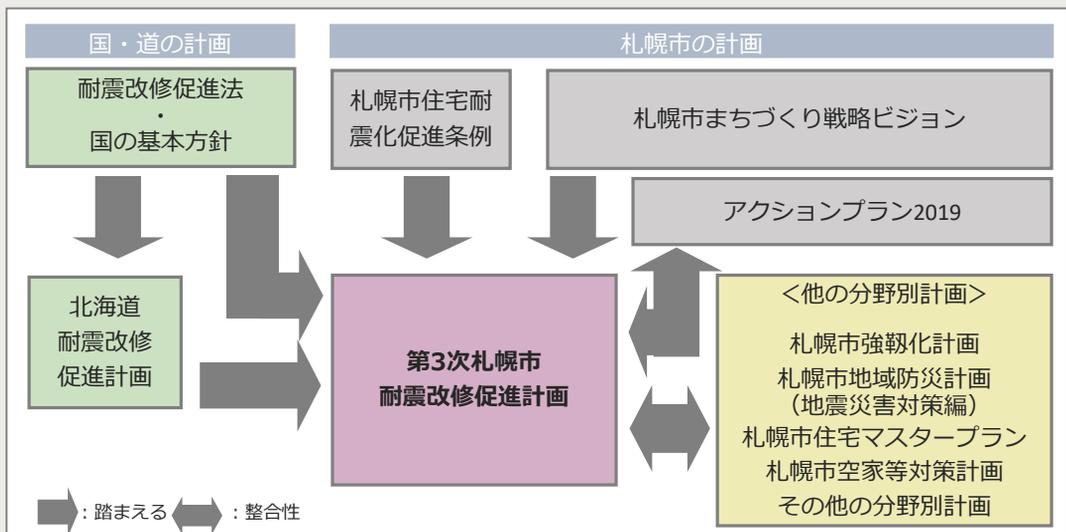


図1-1 耐震改修促進計画の位置付け

1-4 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。なお、社会情勢の変化など、本計画の見直しの必要性が高まった場合には、適宜見直すこととします。

1-5 計画の対象

耐震改修促進法では、建築物の所有者が講ずべき措置として建築物の規模に応じた努力義務を規定しており、多数の者が利用する建築物^{※3}など同法第14条に定める建築物については、耐震診断を行い、その結果地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは耐震改修を行うよう努めることとされています。

また、国の基本方針では、住宅や耐震診断義務付け対象建築物について耐震化率の目標を設定しています。

札幌市まちづくり戦略ビジョンでは、住宅や多数の市民が利用する建築物の耐震化を促進することとしています。また、災害時における市民の円滑な避難や迅速な救助・応急活動を可能とするため、防災拠点や収容避難場所となる建築物、緊急輸送路としての役割を担う道路の沿道に立地する建築物の耐震化を促進することとしています。

これらを踏まえ、本計画は本市の市域全域の建築物のうち、住宅や同法第14条に定める建築物、避難所を対象とします。

- 【※1 耐震診断義務付け対象建築物】耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物で、「要安全確認計画記載建築物」と「要緊急安全確認大規模建築物」がある。
- 要安全確認計画記載建築物：大地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物で都道府県耐震改修促進計画に記載されるものなど耐震改修促進法第7条に規定される建築物
 - 要緊急安全確認大規模建築物：地震に対する安全性を早急に確かめる必要がある大規模なものとして耐震改修促進法附則第3条に規定される建築物（P25要緊急安全確認大規模建築物の欄に該当する建築物）
- 【※2 札幌市まちづくり戦略ビジョン】札幌市のまちづくりの計画体系で最上位に位置付けられる総合計画
- 【※3 多数の者が利用する建築物】耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（P25 特定既存耐震不適格建築物の欄に該当する用途・規模の建築物）

2-1 札幌市の地形と地質

本市は石狩平野の南西部に位置し、その地形は南西部山地、南東部台地・丘陵地、中央部扇状地、北部低地に区分されます。

表2-1 札幌市の地形・地質の概要

地形区分	災害危険性
南西部山地	▷ 傾斜の急な斜面では、崩壊や落石・地滑り・雪崩・河道閉塞が発生しやすい ▷ 溪流の出口では土石流の危険性がある
南東部台地・丘陵地	▷ 丘陵地の谷部を埋土した人工地盤では、液状化の危険性がある ▷ 台地の縁では崩壊等の危険性がある ▷ 河川沿いで河道閉塞する可能性がある
中央部扇状地	▷ 上流の段丘崖では崩壊の危険性がある ▷ 河川沿いで河道閉塞する可能性がある
北部低地	▷ 軟弱地盤のため、地震の揺れが増幅しやすい ▷ 表層付近にゆるい砂質地盤が分布し、地下水が浅い箇所では液状化現象が発生しやすい

＜資料＞札幌市地域防災計画（地震災害対策編）
「地形・地質の概要」をもとに作成

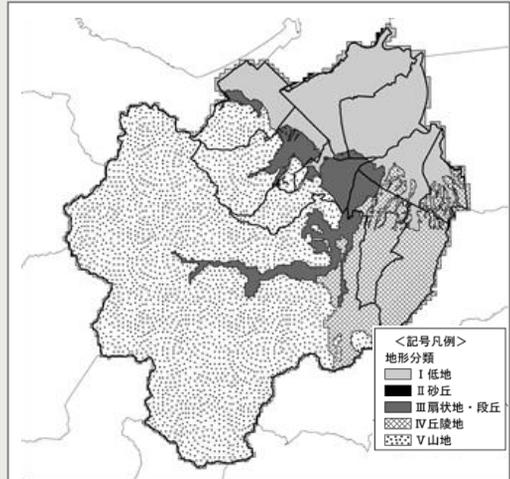


図2-1 地形区分図

＜資料＞札幌市地域防災計画（地震災害対策編）
をもとに作成

2-2 平成30年北海道胆振東部地震の被害

平成30年（2018年）9月6日午前3時07分に、胆振地方中東部の深さ37kmを震源とする、マグニチュード6.7の地震が発生し、本市でも東区で震度6弱を観測しました。この地震で、建築物に多くの被害を受けたほか、清田区里塚では、地盤の液状化に伴う大規模な流動化被害が発生しました。

また、全道では、数日間にわたる停電（ブラックアウト）が発生し、市民生活に大きな影響を及ぼしました。



表2-2 北海道胆振東部地震による建築物の被害
(2020.1.15現在)

	全壊	半壊	一部損壊
住家	101棟	818棟	36,251棟
非住家	7棟	27棟	431棟

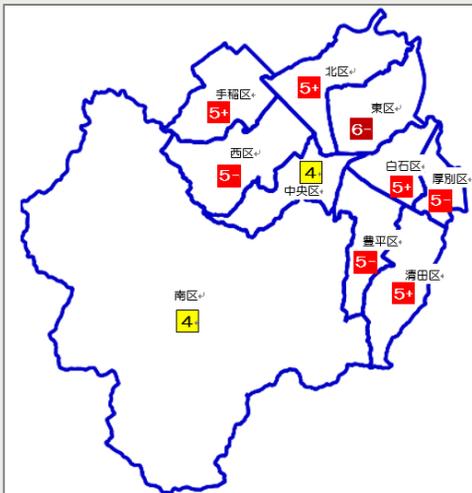


図2-2 札幌市内の観測震度（北海道胆振東部地震）

＜資料＞平成30年北海道胆振東部地震対応検証報告書
(平成31年3月)

2-3 建築物の被害と建築時期

過去の大地震の被災状況から、昭和56年（1981年）以前に建てられた、いわゆる旧耐震基準の建築物の被害が大きいことがわかっています。

平成28年（2016年）に発生した熊本地震で震度7の地震を2度観測し、被害を受けた益城町（ましきまち）中心部で行われた木造建築物の被害状況の調査結果の分析では、旧耐震基準の木造建築物は新耐震基準導入以降の建築物と比較して、顕著に高い倒壊率であり、必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して倒壊・崩壊の防止に有効であったとされています。※4

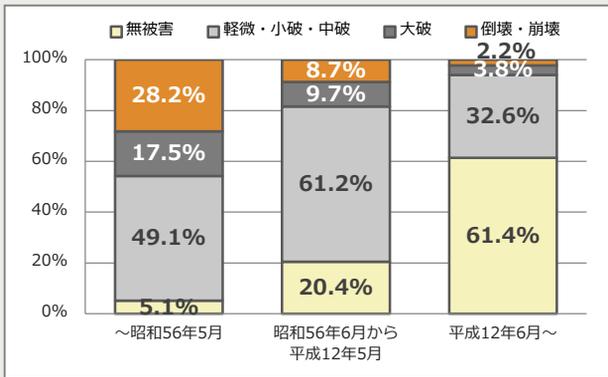


図2-3 木造建築物の建築時期別の被害状況

<資料>
熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月）
（国土技術政策総合研究所
<http://www.nilim.go.jp/lab/hbg/0930/pdf/text.pdf>）
（国立研究開発法人建築研究所ウェブサイト）をもとに作成

◇ <参考> 想定地震と被害予測

本市では、「札幌市地域防災計画（地震災害対策編）」に基づく地域防災対策の前提となる地震被害想定として、平成18～20年度（2006～2008年度）にかけて「第3次地震被害想定」を取りまとめました。

この被害想定では、札幌市の地震発生環境などを考慮し、海溝（プレート）型、内陸型（活断層）、内陸型（伏在活断層）の3種類5つの地震を設定し、被害を予測しています。その結果、内陸型（伏在活断層）では最大震度7、市街地の大半が震度6強以上となると予測されています。

表 想定地震と被害予測

	海溝（プレート）型		内陸型							
			活断層				伏在活断層			
	苫小牧沖		石狩低地東縁断層帯（主部）		野幌丘陵断層帯		月寒背斜に関連する断層		西札幌背斜に関連する断層	
最大震度	6弱		6弱		7		7		7	
震度6以上発生面積	0		0		44km ²		169km ²		122km ²	
液状化発生の可能性が高い地域	5km ²		20km ²		67km ²		93km ²		97km ²	
	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬
全壊棟数	427	427	997	1,002	7,373	8,026	30,218	33,611	18,377	20,336
半壊棟数	1,176	1,210	4,057	4,301	33,728	37,366	71,073	78,850	49,044	54,300

<資料> 札幌市地域防災計画（地震災害対策編）をもとに作成

【※4 熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書

（国土技術政策総合研究所：<http://www.nilim.go.jp/lab/hbg/0930/pdf/text.pdf>）（国立研究開発法人建築研究所ウェブサイト
<https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/topics/2016/index.html>（国土技術政策総合研究所ヘリンク））より引用

第2次計画の取組と課題

3-1 第2次計画の取組の実施状況

第2次計画（2016-2020年）では、令和2年（2020年）までに市内の住宅の耐震化率95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率95%を目標として、耐震化に係る普及啓発や補助制度の実施などの各施策を行ってきました。掲げた施策については計画通り実施し、補助制度の活用も進んでいます。

表3-1 第2次計画の項目と実施状況

第2次計画の項目	実施状況
建築物の耐震化を促進するための施策	
民間建築物の耐震化を促進するための施策	
耐震化の必要性に関する普及・啓発の充実	
地震防災に関する情報の提供	▷広報誌などによる情報提供 ▷ポスティングやパンフレット送付の実施 ▷セミナーの開催や出前講座の実施
認定制度に関する情報の提供	ウェブサイトによる情報提供
税の減額等に関する情報の提供	ウェブサイトによる情報提供
地震防災マップの公開	全戸配布、ウェブサイト公開
耐震化を促進するための環境整備	
相談体制の充実	市窓口での対応、無料相談窓口の設置
技術者講習会の実施	▷耐震診断員講習会の開催及び登録診断員名簿の公開 ▷施工業者講習会の開催及び受講者名簿の公開
都市づくり諸制度との連携による耐震化の促進	良好な建替え計画に対する容積率などの緩和
リフォーム工事に合わせた耐震化の誘導	住宅エコリフォーム補助制度※5との併用による支援
耐震化の促進に向けた補助制度	
建築物の耐震診断・耐震改修等に関する補助事業の実施	補助制度の実施、拡充（手続きの簡略化、補助率の拡大、段階改修補助の実施）
建築物の耐震化に対する補助制度等の充実	▷木造：耐震診断員派遣、設計・改修工事への補助 ▷建築物：耐震診断、設計、工事（改修、建替え）への補助
建築物の総合的な安全対策に対する補助制度の検討	ブロック塀等撤去工事補助
その他地震に対する安全性を高めるための施策	
建築物の総合的な安全対策	特定天井※6やブロック塀の安全対策に係る周知
指定道路図及び指定道路調書の整備	指定道路図、指定道路調書の整備
がけ地等の災害対策	がけ地カルテの作成、ハザードマップの配布
市有建築物の計画的な耐震化の促進	
建築物の耐震化	市有建築物の計画的な改修、建替え
建築物の総合的な安全対策	特定天井、ブロック塀、ガラスの飛散に対する対策の実施
法に基づく指導等に関する事項	
既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進に向けた基本的な取組	所有者への文書送付による指導・助言の実施
耐震改修促進法に基づく指導等	
建築基準法に基づく勧告等	事例なし

【※5 住宅エコリフォーム補助制度】住宅のバリアフリー改修や省エネ改修を対象とした本市の補助制度

＜民間建築物の耐震化を促進するための施策＞

(1) 耐震化の必要性に関する普及・啓発の充実

ウェブサイトなどによる耐震化に関する普及啓発や情報提供に加え、平成30年度（2018年度）から、市内の戸建て住宅に対する直接的な啓発として、啓発リーフレットのポスティングを実施しました。

また、多数の者が利用する建築物の所有者等に対しては、計画期間を通じて、毎年補助制度のパンフレットを送付しました。

令和元年度（2019年度）には住宅の耐震診断に千件を超す申請があるなど、このような直接的な啓発の取組は有効と考えられます。

(2) 耐震化を促進するための環境整備

関係団体との連携による相談窓口の運営や耐震診断・耐震設計を担う設計者向け講習会の開催に加え、平成30年度（2018年度）から、工事を実施する施工業者を対象とした講習会を開始し、受講者のリストを公開しました。

耐震改修は一般的な改修と異なる知識、技術が必要であることから、これらを持つ専門家を育成し、耐震化の担い手を増やしていくことは、耐震化の推進に有効と考えられます。

また、耐震化に資する他制度の紹介など、建替えやリフォームを契機とした耐震化の促進に努めました。

(3) 耐震化の促進に向けた補助制度

本市では、平成18年（2006年）に木造住宅の耐震診断補助を開始して以来、順次補助制度を拡充し、第2次計画期間では、木造住宅については耐震診断の無料化（診断員の派遣制度の開始）に加え、設計と耐震改修工事を一体として補助するパッケージ補助を開始しました。木造住宅以外の建築物については、補助対象建築物の拡大などを実施しました。

普及啓発に併せ補助制度の周知を図り、その結果、木造住宅については、診断数や耐震改修工事（パッケージ）の件数が増加するなど活用が進みました。

＜その他地震に対する安全性を高めるための施策＞

指定道路図の整備やがけ地カルテの作成など、建築物の耐震化に関連する防災に関する取組を進めるとともに、特定天井やブロック塀の安全確認のポイントなどの情報について周知を図りました。

＜市有建築物の計画的な耐震化の促進＞

市有建築物の計画的な耐震改修工事や建替えを実施するとともに、特定天井の計画的な脱落防止対策などを進めました。

＜法に基づく指導等に関する事項＞

建築物の所有者に対し、耐震改修促進法に基づき文書による指導や助言を実施し、耐震化の促進に努めました。

【※6 特定天井】6m超の高さにある、面積200㎡超、質量2kg/㎡超の吊天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの

3-2 耐震化に関する所有者の意識

今後の建築物の耐震化推進に向けた課題等を把握するため、建築物の所有者に、耐震化に関する状況や意識などについてアンケートを実施しました。

<木造住宅>

(1) 木造住宅の耐震化に関するアンケート【平成30年（2018年）札幌市実施】

▷耐震診断員派遣制度を利用した所有者にアンケートを実施

▷回答者の多くは60～70代であり、核家族と単身世帯で約8割を占めています。

▷耐震診断結果を受けて、3割は工事を行う予定がないとし、その理由としては、高齢のためという回答が最も多く、次いで資金が用意できない、改修以外の方法を検討という回答が多くなっています。

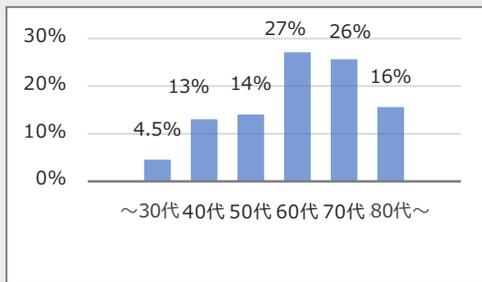


図3-1 回答者の年齢（不明除く）

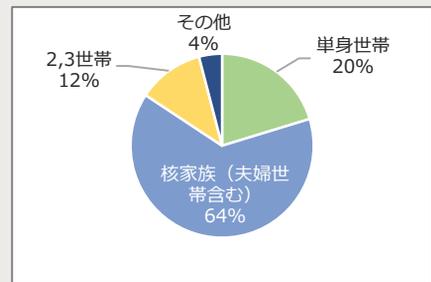


図3-2 回答者の家族構成（不明除く）

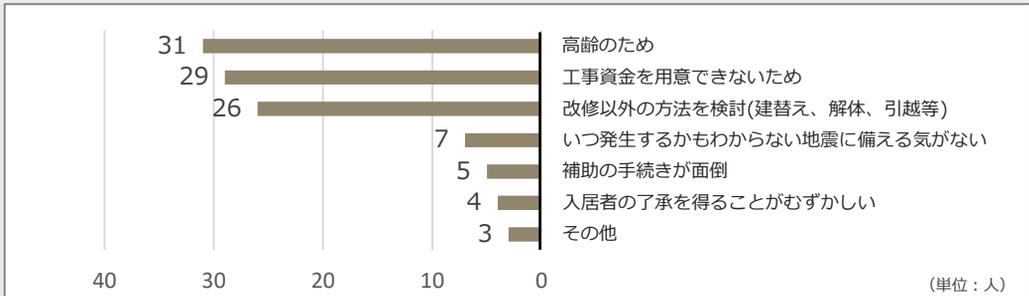


図3-3 耐震改修を行わない理由（複数回答）

(2) 「住宅の耐震化に関するアンケート調査」【令和元年(2019年)国土交通省実施】

- ▷耐震診断を実施した所有者にアンケートを実施
- ▷耐震診断後、耐震改修をする予定がない理由についての設問では、費用負担が大きいからという回答が最も多く、次いで古い家にお金をかけたくないから、耐震化しても大地震による被害は避けられないと思うから、という回答が多くなっています。

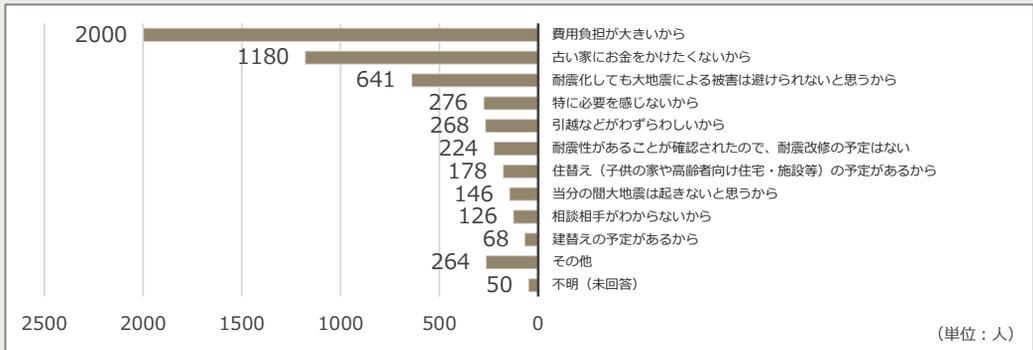


図3-4 耐震改修の予定がない世帯の耐震改修をしない理由(旧耐震基準で建てられた住宅に限る)(複数回答)
 <資料>国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室「住宅の耐震化に関するアンケート調査」をもとに作成

<多数の者が利用する建築物>

建築物の耐震化に関するアンケート【令和2年(2020年)札幌市実施】

- ▷主に3階・1,000㎡以上の民間の旧耐震建築物所有者にアンケートを実施
- ▷回答者のうち約7割が耐震診断を実施する予定はないとし、その理由として、耐震性が十分ではなかったとしても耐震改修工事等を行えないからという回答が最も多く、次いで耐震診断費用が高額なため、建替え・解体または売却予定のため、という回答が多くなっています。
- ▷耐震改修工事等を行えない理由についての設問では、工事費が高額なため、という理由が最も多くなっています。

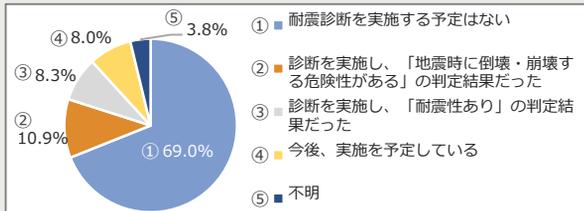


図3-5 耐震診断の実施状況

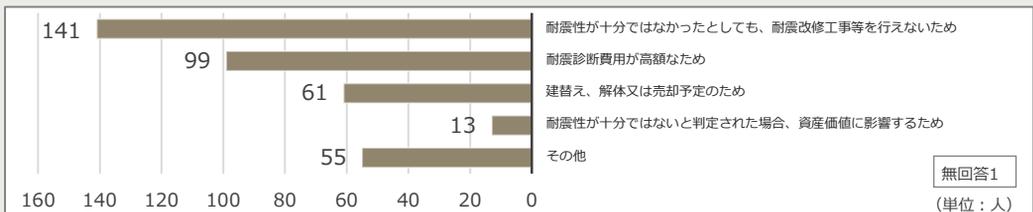


図3-6 耐震診断をする予定がない理由(複数回答)

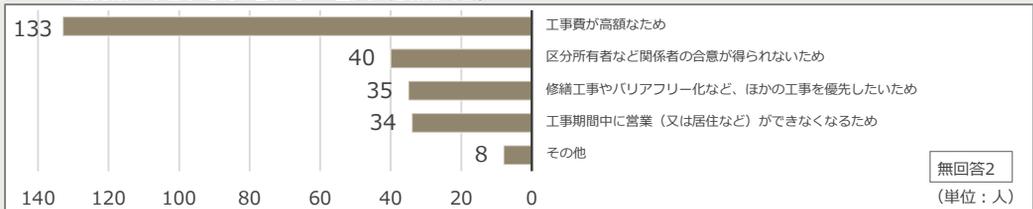


図3-7 耐震改修工事等を行えない理由(複数回答)

3-3 耐震化の促進に向けた課題

これまでの補助制度の利用状況や、講習会・セミナーの参加状況から、第2次計画の取組には一定の成果があったと考えられます。一方で、アンケート結果から、住宅については、所有者の高齢化・核家族化や、建築年数の経過に伴う老朽化が進んでいることにより、耐震改修に費用をかけることに消極的となる場合があることがうかがえます。

また、多数の者が利用する建築物においては、耐震診断を行わない理由として建替え・解体または売却予定のためという回答があり、旧耐震基準で建てられた建築物の保全状態や費用対効果などを踏まえた選択がなされる場合があるなど、建築年数の経過とともに耐震化の手法に係る考え方に変化が見受けられます。

このようなことを踏まえ、次の点が課題として挙げられます。

(1) 耐震化に関する意識のさらなる向上

広報紙やパンフレットの送付などにより木造住宅の耐震診断申請数が増加するなどの効果があったことから、耐震化の重要性や支援策の認知度は向上していると考えられます。一方で、旧耐震基準の住宅は約9万戸あると推計されるのに対し、本市への耐震診断の申請は近年300戸/年前後で推移していることなどから、未診断の建築物が数多くあるものと考えられます。加えて、アンケートにおいて耐震化の必要性を感じないとの回答が寄せられるなど、耐震化の重要性についての認識が完全に浸透しているとは言えない状況であり、耐震化に関する意識のさらなる向上を図るため、引き続き普及啓発に努める必要があります。

(2) 費用負担の軽減

耐震改修が進まない主な要因は費用負担が大きいことであることから、負担軽減のための支援策が引き続き必要です。さらに耐震化の手法に係る考え方の変化に対応した負担軽減のための支援策も必要です。

(3) 市有建築物の耐震化

市有建築物は、平常時における市民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも、耐震性の確保が強く求められます。

耐震性が不十分な建築物の解消に向け、引き続き耐震化を推進するとともに、特定天井の脱落防止対策も進めていく必要があります。

(4) 建築物の構造以外に関する安全対策

特定天井など建築物の構造以外に関する部分や、地盤面など建築物の周辺環境に関する取組は、地震時の安全性を高めることにつながることから、建築物そのものの耐震化以外の対策についても広く取り組んでいく必要があります。

建築物の耐震化の状況と目標

4-1 住宅の耐震化の状況と目標

(1) 住宅の耐震化の状況

▷平成30年（2018年）10月1日現在の総住戸数は約105万戸あり、このうち、耐震性不十分な住宅は約9万戸で、耐震化率は91.1%と推計されます。

▷令和2年（2020年）の耐震化率は、平成30年（2018年）までの住宅の新築と解体の傾向などを踏まえると91.6%と推計され、第2次計画策定時の自然更新推計値90.5%を上回りましたが（図4-2参照）、設定していた目標95%の達成は厳しい状況となりました。

表4-1 住宅の耐震化の状況（2018年）（市有建築物を含む）（単位：千戸）

	総数	昭和57年以降建築★1	昭和56年以前建築	耐震性		耐震性有	耐震化率
				有	不十分		
戸建て	339	264	75	9	66	273	80.6%
木造	331	257	74	9	65	266	80.4%
非木造	8	7	1	0	1	7	89.5%
共同住宅	710	623	87	60	27	683	96.2%
木造	169	143	26	5	21	148	87.2%
非木造	541	480	61	55	6	535	98.9%
総数	1,050	887	163	69	93	956	91.1%
木造	501	400	101	14	86	414	82.7%
非木造	549	487	62	55	7	542	98.8%

★1 56年6月以降建築

<資料> 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」をもとに作成

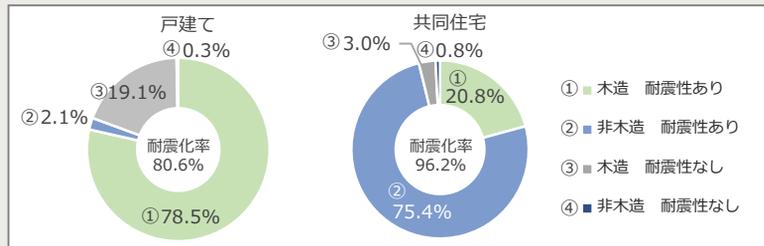


図4-1 2018年 住宅耐震化率

(2) 住宅の耐震化の目標

令和7年（2025年）の耐震化率は、自然更新の場合93.2%と推計されますが、国の動向や耐震化の状況を踏まえ、令和7年（2025年）の耐震化率の目標を95%とします。

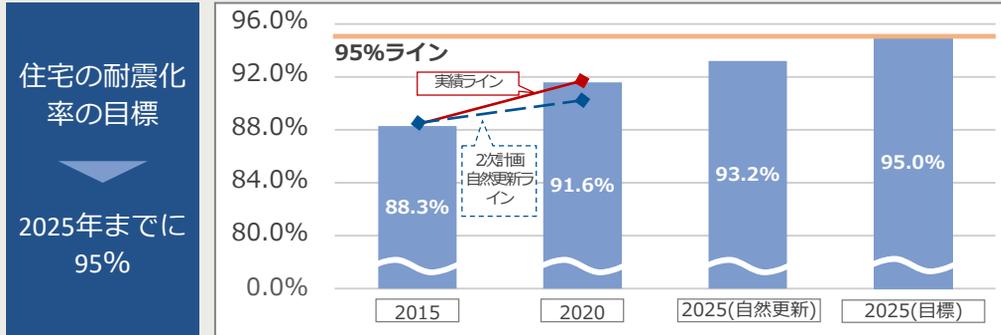


図4-2 住宅の耐震化率の推移と目標

4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

(1-1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

▷平成31年（2019年）3月31日現在の総棟数は約14,000棟あり、このうち、耐震性不十分な建築物は約800棟で、耐震化率は94.1%と推計されます。

▷令和2年（2020年）の耐震化率は、平成30年度（2018年度）までの新築と解体の傾向などを踏まえると94.5%と推計され、第2次計画策定時の自然更新推計値93.5%を上回りましたが（P14図4-4参照）、設定していた目標95%には到達しない見込みとなりました。

表4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（2018年度）（市有建築物を含む）（単位：棟）

	総数	昭和57年 以降建築	昭和56年 以前建築	耐震性		耐震性有	耐震化率
				耐震性有	耐震性 不十分		
官公庁施設	86	41	45	40	5	81	94.2%
専用商業施設	1,554	1,070	484	135	349	1,205	77.5%
娯楽施設	179	122	57	16	41	138	77.1%
店舗施設	393	295	98	27	71	322	81.9%
住居施設	9,430	7,944	1,486	1,366	120	9,310	98.7%
教育施設	695	427	268	192	76	619	89.1%
文化施設	41	28	13	12	1	40	97.6%
厚生施設	1,017	897	120	61	59	958	94.2%
工場施設	148	100	48	12	36	112	75.7%
都市運営施設	276	164	112	56	56	220	79.7%
合計	13,819	11,088	2,731	1,917	814	13,005	94.1%

<資料> 都市計画基礎調査をもとに作成

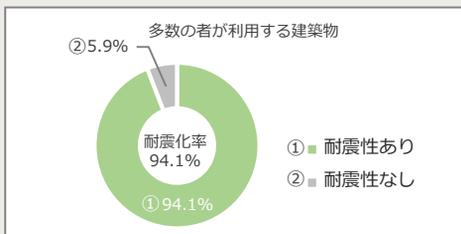


図4-3 2019年 多数の者が利用する建築物耐震化率

建築物の耐震化の状況と目標

(1-2) 第1次及び第2次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の状況

▷平成31年（2019年）3月31日現在の第1次及び第2次緊急輸送道路沿道※7にある通行障害建築物※8の総棟数は約3,500棟あり、このうち、耐震性不十分な建築物は約300棟で、耐震化率は92.0%と推計されます。

▷これに、通行障害建築物以外の建築物をあわせると、第1次及び第2次緊急輸送道路沿道にある建築物のうち、99.4%の建築物については、道路を閉塞させるおそれがないと推計されます。

表4-3 第1次・第2次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の状況（2018年度）（市有建築物を含む）

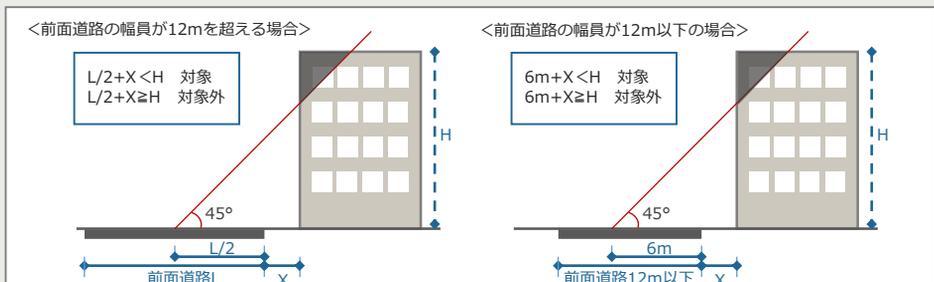
	沿道にある 総建築物数	通行障害 建築物	昭和57年以降建築				耐震化率	道路閉塞の おそれがない 建築物の 割合
			昭和56年以前建築		耐震性有	耐震性 不十分		
			昭和57年 以降建築	昭和56年 以前建築				
第1次 緊急輸送道路	18,246	1,582	1,315	267	153	114	92.8%	99.4%
第2次 緊急輸送道路	26,302	1,932	1,580	352	185	167	91.4%	99.4%
合計	44,548	3,514	2,895	619	338	281	92.0%	99.4%

※塀を除く <資料> 都市計画基礎調査をもとに作成

【※7 緊急輸送道路】災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のため、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路

第1次（中心都市や空港等を連絡）第2次（第1次と役場、防災拠点を連絡）第3次（その他）がある

【※8 通行障害建築物】建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条に規定する建築物等



通行障害建築物（塀を除く）

建築物の耐震化の状況と目標

(1-3) 市有建築物の耐震化の状況

本市が所有する多数の者が利用する建築物は、令和2年（2020年）4月1日現在1,152施設あり、このうち、耐震性不十分な建築物は33施設で、耐震化率は97.1%となっています。

表4-4 市有建築物の耐震化の状況（2020年）

（単位：施設）

	総数	昭和57年 以降建築	昭和56年 以前建築			耐震性有	耐震化率	
			耐震性確 認	耐震改修 済	耐震性不 十分			
庁舎等*1	47	27	20	3	12	5	42	89.4%
学校施設	311	156	155	4	133	18	290	94.2%
病院	2	1	1	1	0	0	2	100.0%
社会福祉施設	31	25	6	3	3	0	31	100.0%
宿泊研修施設	3	3	0	0	0	0	3	100.0%
スポーツ施設	26	19	7	2	4	1	25	96.2%
公民館 図書館等*2	26	13	13	2	10	1	25	96.2%
共同住宅	685	441	244	236	4	4	681	99.4%
その他*3	21	10	11	4	3	4	17	81.0%
合計	1,152	695	457	255	169	33	1,119	97.1%

★1 市役所、区役所、保健センター、消防関係庁舎など

★2 区民センター、地区センターなど

★3 交通施設など

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

令和7年（2025年）の耐震化率は、自然更新の場合95.2%と推計されており、耐震化の状況を踏まえ、令和7年（2025年）をめどに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。

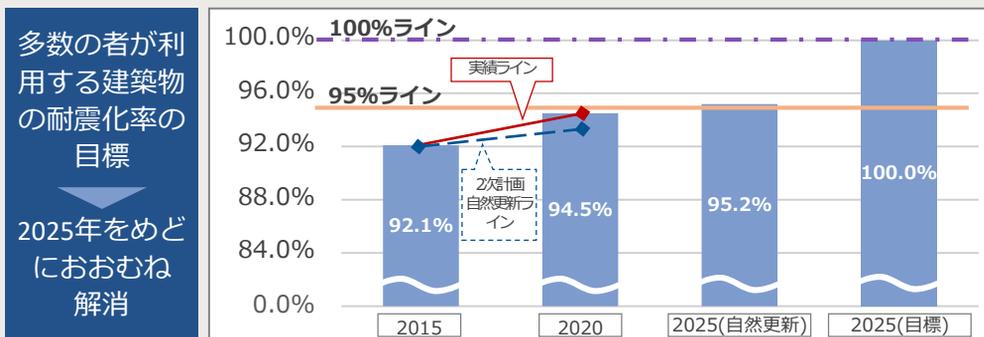


図4-4 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移と目標

4-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況と目標

(1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況

令和2年（2020年）4月1日現在の要緊急安全確認大規模建築物※⁹の総棟数は193棟あり、このうち、耐震性不十分な建築物は49棟で、耐震化率は76.0%となっています。

表4-5 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況（2020年）
（市有建築物を含む）（単位：棟）

	現存する建築物の総数			除却済
		耐震性 有	耐震性 不十分	
体育館	2	2	0	1
ボーリング場等	3	1	2	0
病院、診療所	10	4	6	1
劇場、映画館等	4	3	1	0
百貨店、店舗等	26	15	11	1
ホテル、旅館	27	12	15	0
博物館、美術館等	3	3	0	0
遊技場	2	2	0	0
飲食店等	4	0	4	0
自動車車庫等	1	0	1	0
公益施設	7	7	0	0
幼稚園、保育所等	5	3	2	1
小学校、中学校等	97	90	7	7
老人福祉センター等	1	1	0	0
老人ホーム等	1	1	0	0
合計	193	144	49	11

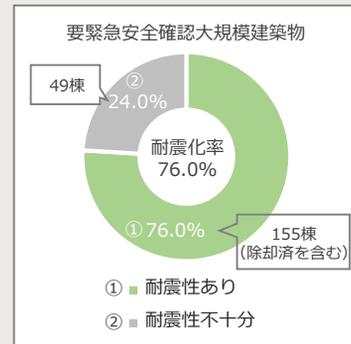


図4-5 2020年 耐震化率

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標

令和7年（2025年）の耐震化率は、自然更新の場合85.3%と推計されますが、国が令和7年（2025年）をめどに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としていることを踏まえ、令和7年（2025年）をめどに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。

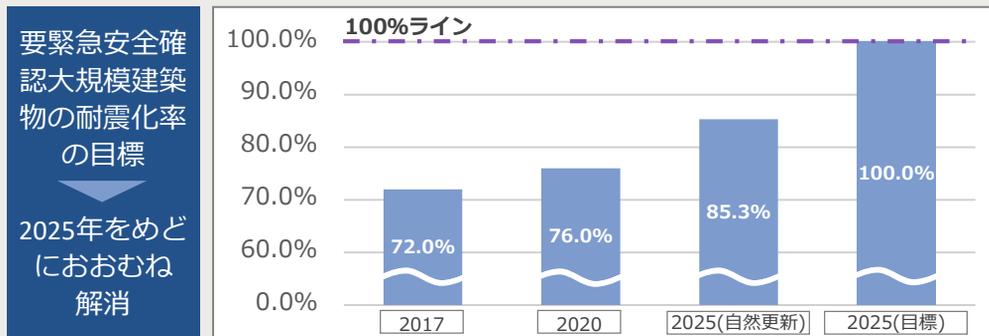


図4-6 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率の推移と目標

【※9 要緊急安全確認大規模建築物】耐震改修促進法附則第3条に規定される、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして定められた建築物
（P25要緊急安全確認大規模建築物の欄に該当する建築物）（2017年耐震診断結果公表）

5-1 取組の基本方針

- ▷建築物の倒壊による人的被害を防止し、市民の暮らしの安全と安心の確保を図ります。
- ▷避難所をはじめとする災害時の拠点施設などの耐震性を確保し、災害時における市民の円滑な避難や、迅速な応急活動の確保など都市の防災機能の強化を図ります。

◇ SDGsと本計画の関連

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。

本市は、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた優れた提案が認められ、平成30年（2018年）に内閣府より「SDGs未来都市」として選定されており、市全体としてSDGsの推進につながる取組を行うこととしています。



本計画に基づく取組を推進することにより、関連の深いSDGsの目標の達成に寄与します。

取組	関連するSDGs
5-2役割分担	SDGs17：パートナーシップで目標を達成しよう 
6 耐震化を促進するための施策	SDGs 9：産業と技術革新の基盤をつくろう  SDGs11：住み続けられるまちづくりを 

5-2 役割分担

- それぞれが役割を果たしながら、連携して取組を進めていくものとします。
- ▷所有者：地震対策を自らの生命や生活基盤の保全だけでなく、地域の防災対策と
考え、主体的に耐震化に取り組む必要があります。
 - ▷札幌市：市有建築物の総合的な安全対策に努めます。また、国・道と連携しながら、
普及啓発や支援制度の充実など、市民が耐震化に取り組みやすい環
境整備を進めます。
 - ▷技術者及び関係団体：専門家として、所有者の耐震化の取組に協力するととも
に、行政と連携した取組や技術力の向上、技術者の育成に努めることが
期待されます。

5-3 重点的に耐震化を進める建築物

住宅や要緊急安全確認大規模建築物などの多数の者が利用する建築物（市有建築物を含む。）は、生活の基盤となるとともに、地震発生時には大きな被害を引き起こす可能性があることから、重点的に耐震化を進めるものとします。また、第1次及び第2次緊急輸送道路や指定避難所※10は、地震発生時に有効に機能することが求められることから、重点的に耐震化を進めるものとします。

<重点的に耐震化を進める建築物>

- ▷住宅
- ▷多数の者が利用する建築物
- ▷要緊急安全確認大規模建築物
- ▷第1次及び第2次緊急輸送道路沿道の建築物
- ▷指定避難所

5-4 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法では、地震時に多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、耐震診断を義務付ける道路や耐震診断・耐震改修に努める道路を耐震改修促進計画で指定することができるかとされています。

耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく通行障害既存耐震不適格建築物※11の敷地に接する道路（耐震診断・改修の努力義務の対象道路）については、第2次計画と同様に、第1次及び第2次緊急輸送道路を指定し、重点的に耐震化を進めることとします。

また、道路に面した補強コンクリートブロック造※12や組積造※13の塀（以下「ブロック塀等」という。）については、災害時に安全に通行できるよう、区域を問わず重点的に耐震化を進めるものとします。

なお、耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく耐震診断を義務付ける道路については、緊急輸送道路を閉塞させるおそれがある建築物の割合が非常に低いこと（第4章参照）を踏まえ、第2次計画と同様に指定しないこととします。

建築物に附属する組積造の塀についても、緊急輸送道路沿道に一定規模を超える組積造の塀がなく、また、一般的に市内の避難場所への経路は複数あり、一か所が閉塞しても避難可能であることから、耐震診断を義務付ける道路を指定しないこととします。

5-5 今後の取組の方向

国の基本方針の方向性に変更はなく、また、市内の建築物の耐震化率は計画策定時の自然推計を上回り（第4章参照）、第2次計画の取組には一定の成果があったと考えられることから、第2次計画の取組については継続して実施します。

しかし、市民の暮らしの安全・安心の確保や都市の防災機能の強化のためには、重点的に耐震化を進める建築物に掲げたものについてこれまで以上に積極的な取組が必要であることから、第3章で挙げた課題を踏まえ取組の充実を図ります。

課 題	本計画の取組内容
耐震化に関する意識のさらなる向上	耐震化に係る情報の提供 ▷多様な手段による普及啓発 ▷提供する情報の充実 ▷専門家の育成と事業者情報の提供 ▷専門家による相談対応
費用負担の軽減	住宅の耐震化推進 ▷アクションプログラムに基づく木造住宅の取組の実施 ▷支援制度の充実と他施策との連携
市有建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物等の耐震化推進 ▷多数の者が利用する建築物等の支援制度の充実 ▷要緊急安全確認大規模建築物の支援制度の充実 ▷他制度と連携した耐震化推進
建築物の構造以外に関する安全対策	市有建築物の耐震化推進 ▷建築物の計画的な耐震化 ▷特定天井等の安全対策
	地震に対する安全性を高めるその他の取組 ▷建築物の総合的な安全対策に関する取組 ▷ブロック塀等の安全対策に関する取組 ▷がけ地に関する取組 ▷防災に関する普及啓発の取組 ▷大規模盛土造成地に関する取組

【※10 指定避難所】災害の危険がなくなるまで一定期間滞在可能な場所として、指定避難所の指定を受けている建築物

【※11 通行障害既存耐震不適格建築物】地震によって倒壊した場合に、その敷地の接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物で、現行の耐震関係規定に適合せず建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

【※12 補強コンクリートブロック造】コンクリートブロックを積み上げ、鉄筋で補強して一体化した構造

【※13 組積造】コンクリートブロック、レンガ、石などを積み上げた構造

6-1 耐震化に係る情報の提供

(1) 多様な手段による普及啓発

北海道胆振東部地震をはじめ、近年各地で大規模な地震が発生していることから、地震・防災に関する関心は高くなっています。しかし、アンケートにおいて耐震化に関する必要性を感じていないとの回答が寄せられるなど、建築物の耐震化の重要性についての認識が浸透していない部分もみられます。

そこで、広報さっぽろやウェブサイト、地下鉄駅掲示板などさまざまな媒体を活用した普及啓発の取組を継続して進めるとともに、町内会への出前講座などを通じて防災に対する意識の向上を図ります。

また、所有者へのパンフレットの送付や戸建て住宅へのポスティングなど直接的な普及啓発を実施します。

(2) 提供する情報の充実

住宅や建築物の耐震化については、市が行うもの以外にも支援策があり、また、バリアフリー化などの改修・更新等に関する制度・支援策も多様なメニューがあります。

改修や建替えを検討している所有者が、それぞれの状況に応じて必要な情報を広く手に入れられるよう、各施策に関するパンフレットの作成やセミナー等を通じた他融資制度の紹介など、情報提供を充実させて保全等の改修に併せた耐震改修工事や建築物更新による耐震化につなげます。

(3) 専門家の育成と事業者情報の提供

耐震診断や耐震改修工事を行うには、建築物の新築や一般的な改修とは異なる知識や技術が必要であることから、設計者や施工者を対象とした講習会を開催し、専門家の育成や技術者のスキルアップに努めます。

また、耐震改修工事に関する設計者や施工者を選定しやすくなるよう、情報提供を行います。

(4) 専門家による相談対応

耐震改修工事は専門性が高く、工法もさまざまであるため、自宅や所有する建築物の耐震化に関する情報入手の方法がわからない場合も想定されます。また、耐震化だけではなく、バリアフリー化などの改修が求められる場合や、建替えを含めどのような耐震化手法が考えられるかなど所有者の希望や建築物の状況に応じたアドバイスが、所有者が主体的に耐震化を進めるにあたって必要となってきます。

そこで、関係団体と連携して相談窓口を運営し、耐震化に関する疑問などの相談に応じます。

6-2 住宅の耐震化推進

(1) アクションプログラムに基づく木造住宅の取組の実施

住宅の耐震化率の目標を達成するためには、耐震化率の低い木造住宅の耐震化を推進する必要がある。所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、所有者に対する直接的な啓発活動など周知・普及等の充実や、事業者の技術力向上を図ることが重要です。

そこで、本市が実施するこれらの取組に関するアクションプログラム※14を毎年作成し、取組の進捗状況の検証・改善を図ることで住宅の耐震化を進めます。

<アクションプログラムに定める事項>

- ▷住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
- ▷耐震診断を支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ▷改修事業者等への技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
- ▷耐震化の必要性に係る普及・啓発

(2) 支援制度の充実と他施策との連携

旧耐震基準で建てられた住宅は、築40年以上経過し、老朽化の進行に伴って、耐震化の手法として建替えを選択肢とする場合が今後増えていくことが考えられます。

また、旧耐震基準で建てられた住宅の所有者には高齢者が多く、費用が高額になりがちな耐震改修工事よりもバリアフリー化や修繕などほかの工事を優先する傾向があるほか、核家族化の影響により住替えや世代交代の際に空き家となっている場合があります。

そこで、これらの状況を踏まえて耐震化の取組に対する支援策を充実させるとともに、住宅エコリフォーム補助制度との併用や空き家対策事業の紹介など、他施策と連携した取組を進めます。

6-3 多数の者が利用する建築物等の耐震化推進

(1) 多数の者が利用する建築物等の支援制度の充実

緊急輸送道路沿道建築物などの多数の者が利用する建築物や指定避難所の耐震化は一定程度進んでいますが、十分とはいえず、引き続き支援が必要な状況です。

そこで、多数の者が利用する建築物や指定避難所について耐震化の取組に対する支援の充実を図り、耐震化を推進します。

【※14 アクションプログラム】社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、地方公共団体が、住宅の耐震化を緊急的に促進するための事項を定めるもの

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の支援制度の充実

要緊急安全確認大規模建築物は倒壊した場合の人的被害が非常に大きく、早急に耐震化を進めていく必要があります。

しかし、規模が大きいため、改修や建替えに多額の費用を要するだけでなく、用途によっては継続的に稼働させる必要があるなど、利用面から改修や現地建替えによる耐震化が難しい場合があります。

そこで、耐震化の加速に向け、所有者の選択肢が増えるよう耐震化の取組に対する支援の充実を図ります。

(3) 他制度と連携した耐震化推進

旧耐震基準で建てられた建築物は建築後一定の年数が経過していることから、建築物の耐震化にあたっては、建築物の保全状態や立地条件、費用対効果などを踏まえ、耐震改修よりも建替えが適当と判断される場合が今後増加する可能性があります。

良好な建替え計画については、都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく総合設計制度などの活用により、容積率の緩和などを受けられる場合があります。また、市街地再開発事業など、一定の要件を満たす建築物の新築などを対象とした補助制度もあります。

そこで、耐震化に係る支援制度に加え、このような各種制度の情報提供をすることにより、建築物の耐震化の推進を図ります。

6-4 市有建築物の耐震化推進

(1) 建築物の計画的な耐震化

市有建築物は、平常時における市民利用の安全性はもとより、災害時の拠点施設としての機能保持の観点からも、耐震性の確保が強く求められることから、本市では計画的な耐震改修や建替えを進めており、多数の者が利用する建築物は概ね耐震化を完了しています。

残る建築物についても、引き続き計画的に耐震化を進めます。

(2) 特定天井等の安全対策

東日本大震災による天井脱落被害を踏まえた建築基準法施行令の改正（平成26年（2014年）4月1日施行）以前に建てられた市有建築物の特定天井は、大規模な地震の際に脱落するおそれがあることから、これらの建築物を利用する市民の安全を確保するため、脱落防止対策を計画的に実施します。

また、その他の非構造部材の安全対策については、必要に応じた対策の検討を行います。

6-5 地震に対する安全性を高めるその他の取組

(1) 建築物の総合的な安全対策に関する取組

地震時には、建築物の倒壊等による直接的な被害だけではなく、地震を原因とした外壁の落下や天井の崩落、エレベーターの閉じ込め事故、エスカレーターの脱落などの被害も多く発生しています。これら非構造部材の被害の未然防止に向け、建築基準法第12条に基づく定期調査・報告の機会を捉えた呼びかけ等、安全性の確保に関する周知・啓発に努めます。

また、固有周期の長い超高層建築物等は長周期振動に伴い大きな揺れを生じる恐れがあることから、必要な対策がなされるよう啓発に努めます。

(2) ブロック塀等の安全対策に関する取組

平成30年（2018年）の大阪府北部地震で発生したブロック塀の倒壊被害を踏まえ、地震発生時や避難時の歩行者の安全性を確保するため、ブロック塀等の安全性の確認について呼びかけるとともに、所有者が行う安全対策を支援し、歩行者の安全確保の取組を進めます。

(3) がけ地に関する取組

市内には、地震や風水害によって土砂災害が発生する危険性のあるがけ地が、南部及び西部を中心に広く分布しており、市民一人ひとりが、がけ地に関心を持ち、備えることが大切です。

本市では、土砂災害警戒区域等^{※15}に指定された急傾斜地の現状の周知・啓発のため、情報を整理したがけ地カルテの作成・更新を行うとともに、内容を分かりやすく示した市民公表用カルテを作成し、危険ながけ地に関する意識の向上を図ります。

(4) 防災に関する普及啓発の取組

地震による被害を最小限にするためには、市民一人ひとりが防災に対する意識を高くもち、地域の課題として意識していくことが大切です。

本市では、地震による危険性を認識できるよう、最大の震度や液状化の起こりやすさ、建築物がどの程度倒壊するかを地域ごとに示した地震防災マップを全戸に配布したほか、ウェブサイトでも情報提供しています。

また、出前講座等を実施し、地域の防災に関する取組を支援します。

(5) 大規模盛土造成地に関する取組

大規模盛土造成地^{※16}は過去の地震において盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）を起こして宅地被害が発生している事例があることから、市内に分布している大規模盛土造成地において、盛土全体の安定性の確認を行い、既存の大規模盛土造成地マップに表記して市民の防災意識の向上を図ります。

【※15 土砂災害警戒区域等】都道府県が指定する土砂災害による被害の恐れがある区域

【※16 大規模盛土造成地】盛土造成地のうち、盛土の面積が3,000㎡以上のもので、又は盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上のもので

7-1 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

耐震改修促進法では、既存耐震不適格建築物※17の所有者に対し、耐震診断を実施し、その結果に応じて耐震改修を行う努力義務を定めており、所管行政庁（札幌市）は、当該建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する必要な指導及び助言等を行うことができます。

本市では、既存耐震不適格建築物それぞれの耐震性能や改修の必要性・緊急性に応じて指導等を実施するとともに、第6章の各種支援に関する情報提供等を行い、既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性の向上を図ります。

7-2 建築基準法に基づく勧告等の実施

建築基準法では、所定の規模及び用途の建築物で、その構造等について現行の法令の適用を受けていないもの（既存不適格建築物）について、特定行政庁（札幌市）は、その所有者等に対し、損傷、腐食等の劣化の進行をそのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合の、保安上又は衛生上必要な措置の勧告や、正当な理由なく当該勧告に従わなかった場合の命令を行うことができるとされています。

本市では、建築物の損傷、腐食その他の劣化の進行状況を勘案して、必要な勧告等を行うとともに、第6章の各種支援に関する情報提供等を行い、既存不適格建築物の安全性の確保に努めます。

【※17 既存耐震不適格建築物】地震に対する安全性に係る耐震関係規定に適合しない建築物で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの

計画の目的等

1

過去の地震による
被害

2

第2次計画の
取組と課題

3

建築物の耐震化の
状況と目標

4

耐震化に向けた
取組方針

5

耐震化を促進するため
の施策

6

法に基づく指導等に
関する事項

7

◆ 特定既存耐震不適格建築物・耐震診断義務付け対象建築物

多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号、第15条第2項第1号及び第2号、附則第3条第1項第1号及び第2号）

用途区分	特定既存耐震不適格建築物（指導、助言対象建築物）の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	要緊急安全確認大規模建築物（耐震診断義務付け対象建築物）の要件
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）
上記以外の学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入居施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
体育館	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上（一般公共の用に供されるものに限る）	階数1以上かつ5,000㎡以上（一般公共の用に供されるものに限る）
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
病院、診療所		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
事務所			
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上		
遊技場			
公衆浴場		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			

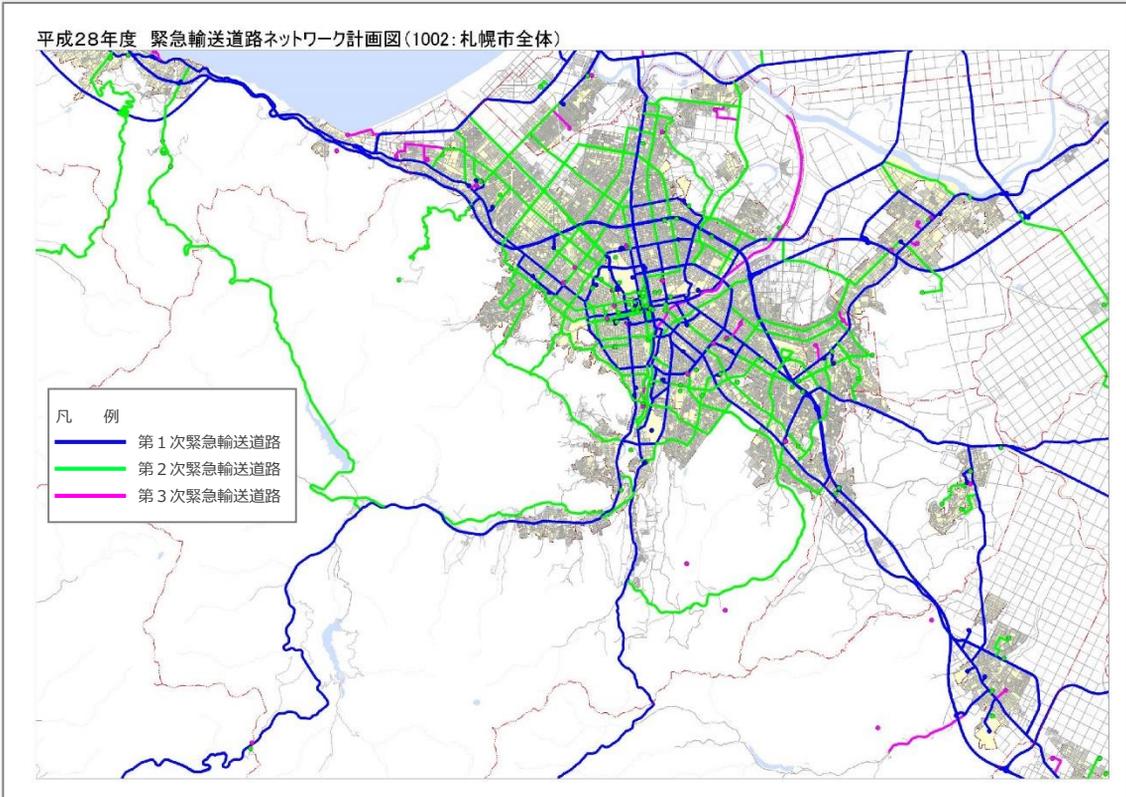
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号、第15条第2項第3号、附則第3条第3号）

用途区分	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	要緊急安全確認大規模建築物の要件
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	（建築物の耐震改修の促進に関する法令施行令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する）すべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

通行障害建築物（耐震改修促進法第7条第3号、第14条第3号、第15条第2項第4号）

用途区分	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	要安全確認計画記載建築物（耐震診断義務付け対象建築物）の要件
通行障害建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合（は6m超）	同左	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合（は6m超）※本市指定なし

◆ 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画図



北海道緊急輸送道路ネットワーク計画図（札幌市全体図）

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画道路延長（札幌市内分）

道路区分	対象道路	札幌市内総延長
第1次緊急輸送道路	道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路	100.4km
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路	345.2km
第3次緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路	9.6km

<資料：本ページ内の図表すべて>

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（平成28年7月）」をもとに作成

◆ パブリックコメント

意見募集期間

令和2年（2020年）12月25日（金）～令和3年（2021年）1月28日（木）

資料の配布、閲覧場所

札幌市役所本庁舎（2階建築指導部建築安全推進課、2階市政刊行物コーナー）
各区役所総務企画課広聴係
各まちづくりセンター
札幌市公式ホームページ

意見受付方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

意見提出者数・意見数

意見提出者数 4人 意見数 10件

意見に基づく修正点

なし

ご意見の概要と札幌市の考え方についての詳細は札幌市公式ホームページにてご覧になれます
ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/keikaku.html>

第3次札幌市耐震改修促進計画－2021-2025－

令和3年（2021年）3月 発行

企画・編集 札幌市都市局建築指導部建築安全推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL 011-211-2867 FAX 011-211-2823

ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/keikaku.html>



さっぽろ市
01-M03-20-2176
R2-1-180

